

淀川河川公園西中島地区 有料BBQ連絡協議会 応募要領

淀川河川公園西中島地区有料BBQ指定エリアにおける事業を通して、エリア並びに周辺のゴミ等による環境悪化を防止し利用者への安全を確保とサービスの向上を図るため、各課題の解決に向けて情報交換を行うと共に改善施策等への協力を行います。

1. 募集期間 : 平成31年2月1日(金)～平成31年2月28日(木)
2. 質問受付 : 平成31年2月20日(水)まで
質問票(自由様式)に記載の上、守口サービスセンターまでメール又は郵送にて提出。
3. 応募者の参加条件
 - (1) 本企画実施の趣旨、目的、運用規定を理解の上、実施することができる事業者等であること。
 - (2) 事務局との打ち合わせ、他の事業者との調整ができる事業者等であること。
 - (3) 本企画に応募する取り組みが公序良俗に反しない事業者等であること。
 - (4) 応募にかかる費用は、応募する事業者等が負担すること。
 - (5) 「民事再生法」、「会社更生法」に基づく手続きを行っていない事業者等であること。
 - (6) 本企画に応募する取り組みが法令等の規定により許認可等を必要とする場合は、許認可等の条件となる免許を有している事業者等であること。
 - (7) PL保険に準ずる生産物賠償責任保険に加入していること。
 - (8) 自己または、自己の役員等が次のいずれかに該当しないものであることおよび次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ・ (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ)またはそれらの利益となる活動を行う団体である者
 - ・ (イ) 役員等が暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。)若しくはこれに準ずる者(以下「暴力団関係者」という。)であるときまたは暴力団関係者が経営に実質的に関与している者
 - ・ (ウ) 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力または暴力団関係者を利用するなどしている者
 - ・ (エ) 役員等が、暴力団または暴力団関係者に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
 - ・ (オ) 役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ・ (カ) 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
4. 事業者選考 : 平成31年2月1日(金)～平成31年2月28日(木)
最終面談 : 書類審査の上、当方よりヒアリング日程を郵送で連絡します。
選考決定 : 平成31年3月11日(月)以降に選定業者の発表(郵送予定)
5. 応募方法
 - ① 応募書類 : 応募申請書(様式1)、誓約書(様式2)、生産物賠償責任保険加入書のコピー、店舗の営業許可書(飲食店営業許可証・食肉販売許可証・魚介類許可証・惣菜製造業許可証など販売品目に対しての許可証)のコピー、販売品目一覧表及び価格(様式3)
※決定後に著しく販売内容を変更することはできません。
 - ② 書類受取方法 : 西中島BBQ受付所、守口サービスセンターにて応募書類配布
 - ③ 応募書類の提出 : メール又は郵送にて、守口サービスセンター収益事業課宛に応募書類をご提出ください。
〒570-0096 守口市外島町7-6 一般財団法人公園財団(淀川河川公園管理センター)
メール : tetsuo-nakaoka@prfj.or.jp
電話 : 06-6994-0006(担当:中岡、堀川)
 - ④ 平成31年2月28日の消印有効 :
募集期間を過ぎての提出は受け付けませんのでお気を付けください。